

産業廃棄物処理施設の設置に必要な手続き

次表に掲げる産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、廃棄物処理法に基づく許可（及び建築基準法に基づく許可）が必要です。

表に記載のない施設の設置にあたっては、神戸市では、神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱に基づく手続きを求めています。

※処理能力はいずれも日当たり

廃棄物の種類	処理方法	建築基準法第51条に係る対象、規模		廃棄物処理法 第15条許可対象、規模（令7条）
		工業地域、工業専用地域内	その他の地域	
汚 泥	脱 水	30m ³ 超	10m ³ 超	10m ³ 超
	乾 燥	20m ³ 超	10m ³ 超	10m ³ 超
	天日乾燥	120m ³ 超	100m ³ 超	100m ³ 超
	焼 却	10m ³ 超	5m ³ 超 又は200kg/h以上 又は火格子面積が2m ² 以上	5m ³ 超 又は200kg/h以上 又は火格子面積が2m ² 以上
廃 油	油水分離	30m ³ 超	10m ³ 超	10m ³ 超
	焼 却	4m ³ 超	1m ³ 超 又は200kg/h以上 又は火格子面積が2m ² 以上	1m ³ 超 又は200kg/h以上 又は火格子面積が2m ² 以上
廃酸 又は 廃アルカリ	中 和	60m ³ 超	50m ³ 超	50m ³ 超
廃プラスチック類	破 碎	6t超	5t超	5t超
	焼 却	1t超	0.1t超 又は火格子面積が2m ² 以上	0.1t超 又は火格子面積が2m ² 以上
木くず 又は がれき類	破 碎	100t超	5t超	5t超
特定有害物質 を含む汚泥	コンクリート固型化	4m ³ 超	すべての施設	すべての施設
水銀 又は その化合物を 含む汚泥	ばい焼	6m ³ 超	すべての施設	すべての施設
シアン化合物	分 解	8m ³ 超	すべての施設	すべての施設
廃石綿又は石綿含有産業廃棄物	溶 融	すべての施設	すべての施設	すべての施設
廃水銀等 [H29.10. 施行]	硫 化	すべての施設	すべての施設	すべての施設
廃 PCB、 PCB 汚染物、 PCB 処理物	焼却・分解・ 洗浄・分離	0.2t超	すべての施設	すべての施設
その他の産業 廃棄物	焼 却	6t超	200kg/h以上 又は火格子面積が2m ² 以上	200kg/h以上 又は火格子面積が2m ² 以上

↓

手順フロー①

↓

手順フロー②

表に記載がない施設、または記載の規模未満の施設

→ 手順フロー③